



転出届（県内）提出後の手続き



江津市PRキャラクター
人麻呂くん♡よさみ姫

受付番号

下記に該当する方は担当課で喪失等手続き等をおこなってください。

確認	対象の方	必要なもの等	窓口番号	担当課
<input type="checkbox"/> 未・済	印鑑登録をしている方	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証 ※転出予定日以降は証明書を発行できません	⑤	市民生活課 0855-52-7482
<input type="checkbox"/> 未・済	マイナンバーカード 住民基本台帳カード をお持ちの方	転出先の市区町村で手続きを行ってください	②③	
<input type="checkbox"/> 未・済	後期高齢者医療被保険者	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書 <input type="checkbox"/> 被保険者名義の金融機関口座の分かるもの <input type="checkbox"/> 印鑑 ※施設へ転出の場合は、施設名や住所、連絡先が分かるものをお持ちください	⑩⑪	保険年金課 0855-52-7483
<input type="checkbox"/> 未・済	福祉医療証、子ども医療証 をお持ちの方	<input type="checkbox"/> 福祉医療費資格証・医療証 <input type="checkbox"/> 子ども医療費受給資格証		
<input type="checkbox"/> 未・済	江津市国民健康保険加入者	<input type="checkbox"/> 資格確認書もしくは資格情報のお知らせ	⑫⑬	保険年金課 0855-52-7937
<input type="checkbox"/> 未・済	原動機付自転車(125cc以下)をお持ちの方	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 車台番号のわかる書類(自賠責保険書類等)	⑰	税務課 0855-52-7485
<input type="checkbox"/> 未・済	介護保険に加入している65歳以上の方または64歳以下で要介護認定を受けている方	<input type="checkbox"/> 介護保険証 ※浜田市へ転出の場合は手続き不要	⑱⑲	高齢者福祉係 0855-52-7480
<input type="checkbox"/> 未・済	緊急通報装置サスケを設置している方	中止届及び機器の返却が必要		
<input type="checkbox"/> 未・済	児童手当 児童扶養手当 受給者	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 手当証書(お持ちの方のみ)	⑳㉑	子育て支援係 0855-52-7487
<input type="checkbox"/> 未・済	子育て応援パスポートこころをお持ちの方	<input type="checkbox"/> こころパスポート ※県外へ転出される方のみ		
<input type="checkbox"/> 未・済	保育所(園)等に通っている方	<input type="checkbox"/> 保育施設等退所(園)届	㉒	保育係 0855-52-7933
<input type="checkbox"/> 未・済	特別障害者手当・障害児福祉手当受給者	住所変更届の手続きが必要	㉔～㉖	社会福祉課 0855-52-7938
<input type="checkbox"/> 未・済	特別児童扶養手当受給者	転出先の市区町村で手続きを行ってください		

確認	対象の方	必要なもの等	窓口番号	担当課
<input type="checkbox"/> 未・済	防災行政用無線戸別受信機をお持ちで、住居者がおられなくなる場合	<input type="checkbox"/> 戸別受信機 ※パナソニック製 白色 ラジオ型	3階	総務課
<input type="checkbox"/> 未・済	小中学校に通学している方	従前の学校で「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」の交付を受け、転出先の市区町村教育委員会で手続きを行ってください	水道庁舎 3階	学校教育課 0855-52-7495
<input type="checkbox"/> 未・済	水道の使用中止 または 使用者の変更等がある方	お電話で手続きが可能です Tel0855-52-0555 (水道課業務係)	水道庁舎 2階	水道課 0855-52-0555
<input type="checkbox"/> 未・済	下水道及び集落排水の中止 または 変更等がある方	へ連絡してください 受付時間:平日(8:30~16:00)	水道庁舎 1階	下水道課 0855-52-7497

転出後の税金、保険料等について

江津市で課税された市県民税・軽自動車税・保険料などは、市外へ転出されても納付していただかなければなりません。未納のままですと、転出先の市区町村や勤務先などへ照会・調査させていただく場合があります。

◆納付状況や納付方法などご不明な点がございましたら、担当窓口へご相談ください。

税金	税務課 0855-52-7485	水道料金	水道課 0855-52-0555
保育料	子育て支援課 0855-52-7933	集落排水使用料(桜江区域)	下水道課 0855-52-7497
児童クラブ利用料	社会教育課 0855-52-7496	下水道使用料	
国民健康保険料	保険年金課 0855-52-7937	介護保険料	浜田地区広域行政組合 介護保険課 0855-25-1520
後期高齢者医療保険料	保険年金課 0855-52-7483		

※市県民税:1月1日現在住所のあった市区町村で、前年の収入をもとに所得に応じて課税されます。

※軽自動車税:軽自動車やバイクなど主な定置場所の所在する市区町村で、4月1日現在の納税義務者に課税されます。

江津市役所 Tel0855-52-2501(代) 桜江支所 Tel0855-92-1211(代)